東京都公安委員会告示第３０７４号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　５ 日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

1　意見の聴取の期日

令 和　８ 年 １１ 月１３ 日　午前 ９ 時３０分　開 始

2　意見の聴取の場所

千代田区霞が関二丁目１番１号

警視庁本部　意見の聴取会場

東京都公安委員会告示第３０７５号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　５ 日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

1　意見の聴取の期日

令 和　８ 年 １１ 月１３ 日　午前 ９ 時３０分　開 始

2　意見の聴取の場所

府中市多磨町三丁目１番地の１

警視庁府中運転免許試験場　意見の聴取会場

東京都公安委員会告示第３０７６号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　５ 日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年 １１ 月１３日　午前 ９ 時３０分　開 始

２　聴聞の場所

千代田区霞が関二丁目１番１号

警視庁本部　聴聞会場

東京都公安委員会告示第３０７７号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　５ 日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年 １１ 月１３日　午前 ９ 時３０分　開 始

２　聴聞の場所

府中市多磨町三丁目１番地の１

警視庁府中運転免許試験場　聴聞会場

東京都公安委員会告示第３０７８号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　５ 日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年 １１ 月１３日　午前 ９ 時３０分　開 始

２　聴聞の場所

品川区東大井一丁目１２番５号

警視庁運転免許本部　聴聞会場

東京都公安委員会告示第３０７９号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０４条の２の２の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同条第６項において準用する同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和 ８ 年１１月 ５ 日

東京都公安委員会

委員長　　廣 瀬 道 明

記

１　意見の聴取の期日

令 和 ８ 年１１月１３日　午前 ９時３０分　開始

２　意見の聴取の場所

品川区東大井一丁目１２番５号

警視庁運転免許本部　意見の聴取会場